

「高齢者を守るお助けかわらばん」作成業務委託 企画提案競技実施要領

1 目 的

高齢者の消費者被害・事故を防止するため、悪質商法や製品事故の内容を4コマ漫画で紹介するチラシやポスター等の啓発資料の制作を委託する。当該委託業者の選定については、高齢者等が一目でわかるようなイラストや4コマ漫画のデザイン等を提供できる業者を募り、公募による企画提案競技を行う。

2 委託業務の内容

- (1) 契約者 埼玉県知事（埼玉県県民生活部消費生活課）
- (2) 業務名 「高齢者を守るお助けかわらばん」作成業務委託
- (3) 業務内容 別紙「高齢者を守るお助けかわらばん」作成業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託上限額 7,060,020円（消費税及び地方消費税込）
※本事業の契約に係る上限額であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。
- (5) 委託期間 契約日から令和7年3月31日まで

3 応募資格

応募できるのは、次に掲げる項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 物品の買い入れ等に係る入札参加資格の告示（埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」又は「印刷」に登録され、企業所在地が「県内」または「準県内」の者であること。
- (2) 過去5年間（令和元年度以降）にデザイン及び印刷業務を契約した実績を有している者で、かつ国又は地方自治体と一つ以上の業務を契約した実績を有している者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定に該当する者でないこと。
- (4) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (5) 募集要領のホームページ公開日から契約者決定までの期間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成25年4月1日）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 募集要領のホームページ公開日から契約者決定までの期間に埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成30年8月20日）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (9) 本業務の仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び埼玉県の指示に柔軟に対応できること。

4 選定方法

- (1) 公募型のプロポーザル方式とする。
- (2) 「本実施要領」及び「業務委託仕様書」に基づき、企画提案書等関係書類を提出すること。
プレゼンテーションは行わない。

5 スケジュール

実施要領掲載	令和6年3月29日（金）
質問受付	令和6年3月29日（金）から4月3日（水）午後4時まで
質問回答	令和6年4月8日（月）
企画提案書受付期間	令和6年4月8日（月）から4月12日（金）午後4時まで
審査・結果発表	4月中旬

6 質問事項の受付及び回答

当該企画提案競技に質問がある場合は、次の通り受け付ける。

- (1) 受付期間
令和6年3月29日（金）から4月3日（水）午後4時まで
- (2) 受付方法
 - ア 「高齢者を守るお助けかわらばん」作成業務委託企画提案競技に関する質問書（別紙様式1）に記入の上、電子メールで提出すること。
 - イ メールの件名は、「【事業者名】企画提案に関する質問」とすること。
 - ウ 提出先アドレスは、a2930-02@pref.saitama.lg.jpとする。
 - エ 電話による質問は受け付けないので注意すること。
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、質問事業者名を伏せて令和6年4月8日（月）にホームページ上に掲載する。

7 企画提案書の提出について

- (1) 企画提案書の取扱い
 - ア 企画提案書は、1提案者につき1提案に限る。（複数の提案は不可）
 - イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
 - ウ 提出された応募書類は返却しない。
 - エ 参加申請に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
 - オ 本企画提案に係る説明会は開催しない。
- (2) 企画提案競技のテーマ
企画提案書等作成要領のとおり
- (3) 提出期間
令和6年4月8日（月）から4月12日（金）午後4時まで（必着）
- (4) 提出書類
提出書類は全てA4版（片面）、押印不要とし、台紙への貼付やファイルには綴らない。
 - ア 「高齢者を守るお助けかわらばん」作成業務委託企画提案書（別紙様式第2号）
 - ・ 法人所在地、代表者名等必要事項を記入すること。
 - イ チラシデザイン
 - ・ 企画提案競技のテーマ及び仕様書に基づき、イラスト等を用いて高齢者をはじめとする幅広い年齢層にわかりやすい内容の4コマ漫画を制作する。

ウ デザインの解説やコンセプト（様式自由）

- ・ デザインの解説やコンセプトを記載すること。

エ 見積書（様式自由）

- ・ 積算内訳として発行号ごとに、「チラシ印刷」「ポスター印刷」「発送代」「デザイン代・データ作成代」の各項目を記載すること。
- ・ 「デザイン代・データ作成代」については著作権上、二次利用ができるものとして計上すること。
- ・ 宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とすること。
- ・ 金額は、消費税及び地方消費税を明記し、それらを加えた合計金額とする。

オ 類似業務実績調書（別紙様式3号）

- ・ 過去5年以内（令和元年度以降）に、デザイン及び印刷業務を受託した実績を有し、かつ国又は地方自治体と一つ以上の業務を契約した実績を有している者であることを記載すること。

カ 法人の事業概要が分かる書類（任意様式）

- ・ 法人の事業概要が分かるもの（パンフレット等）を提出すること。

(5) 提出部数

全ての書類について3部ずつ提出すること。（3拠点で確認するため。）

(6) 提出方法

持参又は郵送（必着）

※ 持参の場合の受付は平日（土祝日を除く）午前8時30分から午後4時までとする。

※ 郵送の場合は原則、書留によること。

8 契約先候補者の選定・審査

(1) 埼玉県が設置する「高齢者を守るお助けかわらばん」作成業務契約先候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により企画提案の内容を審査する。

(2) 選定委員会において、企画提案書及びその他提出書類を提案内容、業務実施能力、見積額等を総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者に決定する。

なお、審査基準による審査の結果、一定基準以下の場合は委託先候補者として選定しない。

(3) 企画提案書を提出した者が1者の場合は選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の契約先として適当であると認めた場合に、契約先候補者として選定する。

(4) すべての提案者に対し、郵送で選考結果を通知する。

9 留意事項

(1) 企画提案書による提案内容については、埼玉県に帰属する。

(2) この要領に定める事項以外で企画提案競技実施のために必要な事項については、選定委員会で決定する。

10 書類の提出先及び問合せ先

埼玉県県民生活部消費生活課 総務・企画調整担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 第3庁舎3階

電話 048-830-2930

e-mail a2930-02@pref.saitama.lg.jp